

若者が描く川崎市のビジョンと提言

2021年9月24日

(一社)日本若者協議会 関東支部

かわさき若者会議

1. 一般社団法人 日本若者協議会 関東支部について

39歳以下の児童生徒・学生・若手社会人といった若者の声を政策に反映させるために、政府・政党・地方自治体・業界団体等との政策協議、政策提言を行っているロビイング団体。関東支部は、関東圏の地方自治体・議会に向けた政策提言を目的とした団体。

【組織概要】

設立:2015年11月

- ・法人代表理事:室橋 祐貴
- ・関東支部代表:佐々木 悠翔
- ・ボードメンバー:高校生・大学生・専門学生等・若手社会人ら50名
- ・会員:個人会員695名、団体会員64団体(構成員約4000名)
- ・活動:会員間の意見調整/国や地方自治体、政党の政策等に対する政策提言/政党の部会・省庁の審議会への参画/若者への政治参画意識向上の啓発活動等

2. かわさき若者会議について

川崎市にゆかりのある25歳以下の若者同士をつなぎ、さらに若者と地域をつなげることを目的として活動している若者ネットワーク(任意団体)です。様々な企業/団体/行政と連携し、市内において各種イベントや取り組みを推進中。

【組織概要】

設立:2021年4月

- ・会員:高校生20名、大学生40名、若手社会人15名(25歳以下)
- ・活動地域:川崎市全域
- ・活動実績:川崎市社会実験「たちばなフェス」運営(高津区)、幸区課題対応型事業「さいわい夏休み基地」(幸区)、市政だよりプロデュース(中原区)など多数

3. 若者が期待する川崎市のビジョン

- ① 川崎市子どもの権利に関する条例の理念のもとに、若者が適切に十分に保護され、かつ学校や行政に意見を表明し、お飾りではなく真に影響力を発揮できるまち
- ② 治安に関する負のイメージを克服し、スポーツや芸術文化、自然環境の豊さを活かした安心安全で魅力的なまち

4. 提言

4.1 若者の政治参加

A. こどもの「意見を表明する権利」の尊重と主権者教育・政治教育の促進

(1)学校校則や生徒会など学校運営における児童参加の実態調査と是正

生徒会活動や校則等の学校運営の現状については、これまで具体的な調査が行われておらず実態が明らかになっていないことが多い。例えば、憲法で保障される「個人の尊厳」と対立するような校則にはなっていないのか、また生徒会活動が先生等の過度な干渉により、選挙などを含め非民主的なものになっていないのか、などの実態がほとんど外部には見えてこない。川崎市・川崎市教育委員会として県内の教育機関を対象に調査を実施し、実態を把握すべきである。その上で、場合によっては各学校に対して是正を求める通知を発出するべきである。

このような学校運営における児童生徒の参加には、学校の教員や保護者の意識変革も求められる。児童生徒の学校運営参加への教職員・保護者等の理解を深めるため、教職員や保護者向けに主権者教育や学校内民主主義、学校運営の在り方に関する研修を実施すべきである。また、学校運営における児童・生徒の参加が重要な価値であることを認識させるため、学校評価の観点に「児童生徒の声・関与」を取り入れるべきである。

(2)児童生徒の「意見を表明する権利」に関する配慮を求める通知及び校則の改正プロセス明文化を求める通知の発出

児童生徒の意見表明及び提案等に対する学校や教職員の対応が、学校・地域・個人等によって差が生じている現状が存在する。川崎市の児童・生徒は「こどもの権利に関する条例」の第15条のもとで、「自分の意見を表明し、その意見が尊重される」権利が保障されており、その点では評価できる。しかし学校現場においては、生徒が校則改正等について意見を表明しても、それが反映されていないという声も聞かれる。健全な学校内民主主義の促進と機会均等の観点から、川崎市と川崎市教育委員会が主導し全国に先駆けて、児童生徒の「意見を表明する権利」の確保および校則の改正プロセス明文化を求める通知を発出すべきである。

(3)校則改正プログラムを主権者教育に盛り込む

個人の自己決定権を侵害するような、厳しい校則(ブラック校則)が現在でもなお存在している。これらの校則は、日本国憲法の基本原則である「個人の尊厳」と対立するだけでなく、このような理不尽な校則を変えることができないことが当たり前ならば、「ルール」は勝手に決められていく、自分たちが変えることができないという意識の植え付けにつながる。そうであれば、校則が変えられないことは、民主主義社会の担い手を育てる主権者教育という観点からも問題が多い。

民主主義社会を主導するような若者を育てていくためにも、主権者教育の中で校則改定を位置付け、生徒に進んで学校校則について考えさせるような取り組みをすべきである。その際、他校ではどのような校則が存在するのかを知るために、他校の校則を公開するとともに、より良い校則を作っていくことを競わせる取り組みも検討すべきである。

(4)学校における実践的な主権者教育・政治教育

現在の主権者教育は、教職員の政治的中立性を過度に意識するあまり、民主主義の制度的な理解の促進に限られていることが多い。実際に全国の国公私立の高等学校を対象に行われた標本調査でも、公職選挙法や選挙制度の仕組みへの理解という項目が第3学年の全体で76.3%を占める現状がある。「政治的中立性」を守ることが、教育現場において現実の政治的事象を扱わない状態につながっており、十分に効果が発揮されていない。事実、若年層における投票率の低下に代表される政治的無関心の拡大が、主権者教育の機能不全を露呈させている。

そこで、身近な地域課題や現実の政治的事象をテーマとして取り扱い、児童生徒から多様な意見を引き出せるような主権者教育・政治教育を充実させるべきである。その際、学校独自の取り組みに任せるだけでなく、多様な主体(例えば、選挙管理委員会や民間の政治教育団体)と連携して行うべきである。

投票をしない層から、特に多く聞かれるのが「どのような基準で投票すればいいかわからない」という声である。ドイツで行われているボートマッチ・プログラムのように、自らの考え方と各政党の考え方双方を学んでいくようなプログラムを導入することや、実際の選挙の事例を用いて、投票を体験するプログラムを導入することを検討すべきである。全国に先駆けて、主権者教育を行っていくのに必要な教材を整備している川崎市だからこそ、より先進的な、現実に即した政治教育を行うべきである。

(5)学校運営への児童生徒の参加推進とサポート、学校自治に関する条例策定

現状の主権者教育は、多くの学校で授業内の実践に限定されることが多く、児童生徒にとって最も身近なコミュニティである学校生活においてあまり実践する機会が担保されていない。しかし、実際に生徒自身が民主主義を実践する機会がなければ、民主主義の本来的な価値を理解させることはできない。それゆえ、生徒の学校運営への児童生徒の参加を促進し、日々の生活のなかで民主主義の実践の機会を提供すべきである。

具体的には、既存の生徒会活動等を拡充していくほか、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)への児童生徒の参加を推進すべき。また、海外にて先行事例のある「学校自治に関する条例」を制定し、学校ごとに学校自治会議等の会議体を設置すべき。

また、調停者制度(メディエーター)を導入し、学校運営における児童生徒の利害調整・合意形成・課題解決を支援する専門人材を地域ごとに確保すべきである。

B. 政策形成過程への若者の参画

(1)行政や附属機関等への若者の参加促進

地方自治体の組織構造は年功序列の傾向が強く、幹部職員への若者の登用は極めて限定的である。加えて、地方自治体が設置している行政モニターや審議会、委員会等の各附属機関は総じて構成員の平均年齢が高く、若い世代の声が反映されていない現状がある。これらの附属機関は20歳や18歳などを基準とした年齢制限が設けられていることが多く、若者の参加自体が妨げられていることも多い。

まず、これらの行政や附属機関等の幹部職員/構成員における若者の割合を調査し公表すべきである。その上で「若者枠」を設け、年齢制限を撤廃することで若者を登用し、若者の声を行政や政策に反映させる環境を整備することが重要である。川崎市では、「こども会議」だけでなく、その他の機関においても若者枠を導入すべきである。

また、イギリスの「ヤングメイヤー制度」を先行事例として、若者から地域のリーダーを選出し、予算と職員を配分した上で若者施策の推進を図るべきである。なお、ロンドン市ルイシャム区の事例では、13歳～17歳をヤングメイヤーの被選挙権者とし、ヤングメイヤーには年間400万円の予算と職員2名が割り当てられている。川崎市においても、こども会議の活動を通じて、地域の若者のリーダーを選出し、政策形成過程へ参画させるべきである。

(2)若者議会の設置

川崎市では、若者がより影響力を発揮できるように現在、「子ども会議」を開催し地域貢献活動や市長への提言を行っている。その組織における活動の積み重ねを尊重しつつ、発展的なものとして、行政やまちづくり、政策形成過程において若者の参画を促進させるため、若者によって構成される「若者議会」を設置すべきである。

その際、より若者の政治的有効性感覚と社会制度への信頼を高めるためにも、「意見を表明する権利」を重視し、若者の「社会への参加」だけでなく「参画の結果としての影響力」を上げるように改善することを期待したい。それゆえ、形骸化する可能性が高い単純な意見聴取に終始するだけでなく、一定額以上の予算決定権や活動費を与えることや、そこで可決された提言には、行政側が一定の期限内に着手することを原則義務付けるなど、実現に向けて行政側も対応すること(ドイツ・ミュンヘン市の「こども・青少年フォーラム」では子どもたちからの提案が可決されると、同席している市役所と市議会の各党の担当者が決められ、1年以内にその提案を実施しなけれ

ばならない)が必要である。また、若者議会が各学校への出前授業などを通じ、より多くの若者を巻き込む形で規模を拡大していくことも検討すべきである。

(3)行政への意見表明における改善とオンライン化

若者が行政へ何らかの意見を表明するにあたって、従来の行政機関や相談窓口中心の対応では不十分であるとの声が上がっている。何らかの要望を出しても、それが行政側になかなか反映されない、またそもそも川崎市が若者など市民の声を本当に行政に反映したいのかがわからないとの声が聞かれた。さらに川崎市では市民同士の交流・地域的な繋がりが希薄であり、意見表明をする際にも個人での対応になりがちなため、行政側へ意見を表明しにくいという声もあった。このような事情によって、相談窓口があるとしても、若者がまちづくりをはじめとする政策形成過程へ参画できないという状態につながっている。

そこで、若者などの市民が気軽に、また地域でのつながりを感じながら積極的に政策形成過程へ参画できるように、行政側とのフィードバックを通じた対話を可能にし、市民同士で熟議ができるようなオンラインプラットフォームを設置すべきである。例えば、ヨーロッパでは参加型合意形成プラットフォームであるDecidimを用いながら、意見や要望に対するフィードバックを行うことで、市民の意見を政策へ反映させていく取り組みを行なっている地域がある。また、台湾ではオンライン民主主義を実現する手段として、「v台湾」というオンラインプラットフォームを設置し、市民同士で熟議を促すことで行政の諸課題の解決につなげている。

(4)政治家と若者による定期的なタウンミーティングの開催

政治家と若者が定期的に交流・議論をするタウンミーティング等の場づくりをすることは、若者と政治の距離を縮めることに加え、政策形成過程における若者視点の反映・導入をするためにも極めて重要である。ただ、政治に関心のある層だけが参加するのでは、それらの目的は十分に達成されないため、公募制では来ないような幅広い若者にアプローチをしていく必要がある。

具体的には、東京都の中野区長が実践しているように、若者に対してランダムにそのタウンミーティングへの招待状を配布していくことや、市長など政治に携わる人間が自ら学校や公園等に出向くことを通じて、実際の地域課題や政策をテーマとして幅広い児童・生徒や若者と定期的なミーティング・意見交換を行う仕組みを整備するべきである。

4.2 教育・子育て

A. コロナ禍で苦しむ若者を救う！

(1)申請主義を改善し困っている人に制度を届ける

経済的に困窮している方ほど時間に余裕がないことが多く、福祉制度にたどり着けない問題がある。千葉県千葉市の市公式LINEアカウント内で記入した情報をもとに適合する給付制度を紹介する事例を参考とし、住民の要請を待たずに必要なサービスにつなげる「プッシュ型」の制度を

創設する。また、創設にあたっては、福祉・教育・医療などの分野横断的なサービス情報を提供できるよう努める。

(2)孤独・孤立への対応

若年層の自殺者が全国で過去最高を更新している(例えば令和2年度、全国の児童生徒の自殺者数は499名で過去最多)。COVID-19の拡大により、人と人との交流の機会が減少し、孤独・孤立も蔓延する中、この傾向はさらに高まると予想される。こうした中、行政における相談支援体制の充実、特にLINEなどSNSの活用により相談者が相談しやすい環境づくりを促進すること、一人一台端末を活用した相談窓口の周知に講じることを求める。

(3)児童虐待対策

児童虐待対策に対する公的支援を拡充する。川崎市では、児童虐待の相談件数が右肩上がりの状況(令和2年度の相談・通告件数は5,557件で前年同期比23.3%増)であり、COVID-19の影響も懸念される。児童に対する一時保護施設や委託里親等の拡充を推し進める。また若者保護・子どもシェルターの公的設置の検討も求める。

(4)ひとり親家庭における生活保障制度の拡充

ひとり親家庭の困窮を招く大きな要因として、離婚相手と取り決めたはずの「養育費」の不払い問題が挙げられる。兵庫県明石市を参考に、養育費の立て替えや強制徴収を行う制度を作り、離婚後の面会交流支援や子どもの養育に関する相談体制も整えるべきである。

また、川崎市の「子ども・若者調査報告書」によれば、市内のひとり親核家族世帯の小学5年生と中学2年生のうち、コロナ禍で一人で過ごしている児童・生徒の割合が約2割に及んでいるという。ひとり親家庭の「子ども」と「親」の居場所づくり事業を推進し、教育支援を実施する。

(5)資格・検定試験等の補助制度の拡充

日本英語能力検定をはじめとする検定資格を出願要件、選考基準に設けている高校・大学が一定数存在している。また、検定や資格を有することは就業にも効果的である。しかし、新型コロナウイルス感染蔓延防止対策によりコストが肥大化しており(日本英語能力検定は受験料が3年連続の値上げ)、世帯にとって経済的な負担である。

独自の支援事業を立ち上げ、区立小・中学校に通う児童・生徒について、各種検定料を全額補助している東京都北区の事例を参考に検定試験の補助制度を整備すべきである。

(6)貧困・格差に関する調査の実施

現在行われている学習状況調査や自治体が行なっている調査票には国際的水準の学術的根拠があると言い難い項目が散見される。現状、教育に関する政策・実践を分析可能なデータは極めて少ない。政策・実践の因果関係を特定するためにランダム化比較試験を教育制度内で積

極的に実施することを求めたい。生徒単位で行うことが難しいのであれば、学校単位で行うことも考えられる。また、東京都文京区が行っている「子ども宅食」支援事業は貧困家庭に対する実態調査として非常に有効であるので、川崎市としても行うべきである。

B. 教育内容を魅力的にし、川崎市に関わる若者を増やす！

(1)子どもの権利に関わる教育／自立した生活のために必要な実践的教育の拡充

通常の教育課程では、実社会で自分らしく生きるために必要な知識が教育されていない。具体的には、子どもの権利に関わる教育、労働者の権利、金融教育、包括的性教育、情報リテラシー教育などを実施する。また、社会人の身だしなみである化粧の教育機会を設ける。

とりわけ、内閣府の調査では、0～9歳の「低年齢層」の子供の64%がスマートフォンなどでネットを使用していることが示されていることから、ICT活用教育アドバイザーの派遣を推進し、小学生時から実践的なネットリテラシー教育を進める。

(2)文化体験の創出

川崎市は「音楽のまち」「映像のまち」として知られており、関係するイベントが開催されている。また、美術館・博物館など文化・芸術体験ができる施設が整備されている。こうした川崎市ならではの文化的資源を活かし、芸術家(アーティスト)・芸術団体・文化施設と学校教育の現場が連携した、体験型／鑑賞型の文化教育プログラムを創出する。

また、市内の文化施設への10代以下の入場料を無料(もしくは大幅な減額)にし、若者にとって文化体験をより身近にアクセスしやすいものとする。

文化自体の発展という点では、川崎市が表現の自由を最大限擁護し、若者が多くの多種多様な文化に触れられるような環境づくりを進めるべきである。

(3)国際交流・異文化交流の機会の創出

子ども世代がグローバル化・情報化の進展により、多様な価値との出会いが増えるなかで、共生社会を築くための異文化理解・異文化交流の機会を創出する。

また、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理解促進に努め、「外国人市民」との共生のための政策を考える授業を当事者を交え、市内の学校で実施することを求める。

(4)スポーツ教育の拡充

人生100年時代といわれる長寿社会にあって、一人ひとりの豊かな心と健やかな身体の育成が重要である。児童・生徒を中心とした若年層の市民がスポーツに親しむ習慣を持てるようイベントを開催する。また、スポーツを通じた多世代交流や異文化交流の機会を拡充する。

また、この政策に関し、子どもが自由に遊べる(スポーツ環境の整った)公園の設置を充実させる。加えて、オリンピックの影響で認知度が上がったスケートボード等のストリートスポーツが楽しめる施設を整備する。

(5)パラスポーツの用具貸出の促進

東京パラリンピックが開幕し、パラリンピック競技への興味関心も高まっている中、川崎市各区ではパラスポーツ用具の貸し出しを行なっているが認知度は低い。貸出を行っている用具の種類も区ごとに偏りがある。パラリンピックを機に利用者を増やすべく、貸出方法や貸出器具の広報を積極的に行うことを求める。

(6)防災教育

未曾有の自然災害が激甚化・頻発化しているなかで、命を守るための防災教育を実施する。具体的には、市の防災マップ・ハザードマップを教材に災害発生時の対応を学ぶだけでなく、災害発生メカニズムや気候変動の影響、非常時におけるメンタルのあり方も含めて教育を実施する。実施にあたっては学校内の座学で完結せず、学校外の人的資源や教育資源の活用に努めること。

(7)オンライン教育、アウトリーチ型教育の充実

COVID-19の感染拡大によりオンライン教育の実践が広まっているが、こうした状況を機に様々な事情により不登校の児童・生徒が自宅で質の高い授業を受けられる体制(学校側の整備・家庭のネット環境の支援)を構築する。同時にアウトリーチ型の教育を支援することで一人ひとりの習熟度・到達度にあった学習機会の提供に努める。

また、東京都文京区などの先行事例を参考に、クラウドファンディングなどで「子ども宅食」を行う団体への支援を求めたい。

C. 教育・保育環境を持続可能にする！

(1)保育・就学前教育の環境改善

待機児童の早期解消と保育の質の確保、学童保育(放課後児童クラブ)の拡充を進める。認可外保育園の料金を補助するなど、認可外と認可の料金差を小さくし、家庭環境にかかわらず全ての子どもが望ましい就学前教育を享受できるよう努める。

また、港区の保育コンシェルジュに代表されるように、条件にあった保育園・幼稚園を探す手伝いをする人材を増やすことも望ましい。

そして、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業の拡充を求める。

(2)学校内の相談窓口(スクール・ロイヤー、スクール・カウンセラー)の充実

生涯にわたって人を苦しめるいじめの件数が増えているだけでなく、SNSによる誹謗中傷などその形態も多様化しており、教員だけでは対応しきれない問題となっている。子どもの人権を守る観点から、法的・精神的支援ができるように、スクールロイヤー、スクールカウンセラーの相談窓口の充実を求める。いじめの被害者のみならず加害者のカウンセリングも行ってほしい。

なお、情報漏えいの防止や守秘義務の履行を徹底し、問題がエスカレーションしたり、二次被害が発生することのないよう、安心して相談できる体制を整え、加えて「相談することは恥ずかしい」というスティグマの軽減に努める。

(3)返済不要の給付型奨学金の拡充

奨学金返済の負担は重く、そうした経済的負担を理由に進学や結婚を躊躇う若者も少なくない。若者の人生の選択肢を広げ、自分らしいキャリアの実現のために、所得連動型返還制度の創設、返済免除・猶予制度の創設を行うべきである。毎年の返済分を所得税や住民税の所得控除に充てられるようにすべき。

(4)ヤングケアラーの支援拡充

家族の介護をしながら教育・就労に参加する若者「ヤングケアラー」が問題視されており、厚生労働省と文部科学省による実態調査では、中学生の5.7%、高校生の4.1%が「世話をしている家族がいる」という結果であった。

そうしたなか、埼玉県では「ケアラー支援条例」が定められており実態調査及び支援を行っている。川崎市でもニーズアセスメントや支援のための条例策定を求める。また、就労や教育への参加を支援することに焦点を当てた財政的支援、カウンセリングの拡充を促進、ヤングケアラーが利用可能な地域のサービスへのナビゲートをする体制を整備する。

(5)教員の働き方改善

学校における働き方改革を推進し、児童生徒に質の高い教育を提供する。「教員勤務実態調査(平成28年度)」によると小学校で約3割、中学校で約6割もの教職員の時間外労働が過労死ラインを上回っており、2018年のOECDの調査では参加国中最長を記録した。これらを背景に教職員の余裕がなくなり生徒児童との関係は画一的で支配的なものとなっている。

同時に複雑で重層化する児童生徒が抱える課題をサポートする教職員の拡充が必要である。そのために要支援度の高い学校から少人数学級・少人数指導体制を導入する。教員の働き方の改善として以下を提言する。

- ・正規採用教員の増員
- ・部活動の地域スポーツへの移行(もしくは部活動指導員の積極的な採用)
- ・小・中学校30人学級の実現

4.3 ジェンダー

A. 性暴力・性犯罪防止に向けた体制づくり

(1)子どもに関わる業務に就く大人(教職員・保育士・ベビーシッター・習い事の先生等)による性暴力に対する罰則強化

子どもに関わる業務に就く大人による性暴力は、他の暴力同様許される物ではない。しかし、性暴力は他の暴力とは違い当事者が声をあげるのがより一層難しい暴力である。なぜなら本人がそれが暴力であると気づきにくい他、仮に声をあげても被害者に落ち度があったという「セカンドレイプ」が起きやすいからだ。また、学校や習い事の教室などの教育の場では、生徒に対して教員が権力を持っておりその関係は対等ではない。そのため、より被害を訴えにくくなり易い現状がある。そして、性被害は一瞬で過ぎ去るものではなく、被害者はその後も継続的に被害経験と付き合っていかなければならないため、その防止には積極的に努めなければならない。加えて、平成27年犯罪白書にもある通り、「性犯罪再犯率は13.9%であり、全再犯ありの者のうちの67.4%を占め」ており、性犯罪の再犯率は極めて高いことから特別予防の必要性が高い。しかし現在、性犯罪者に向けた特別予防制度が整っていない以上、一般予防に注力せざるを得ない。

このような被害の特殊性・被害者の親告の難しさ・特別予防をはじめとする制度的瑕疵などの影響により、加害者が同じようなことを繰り返さず被害者をなくすためにも、性暴力を行った子どもに関わる業務に就く大人に対する罰則の強化を求める。2021年5月に参院本会議にて可決された児童生徒性暴力防止法によって、性暴力事件による懲戒免職処分を受けた教職員について、後の免許再交付を拒否できるようになった。しかし、これは無期限で免許取得が出来なくなるものではなく、性犯罪者による被害者やその類似の子供たちが居る場への再就職を否定できない点、教職員に限定されその他の民間の教育現場で働く大人への適用はない点において不十分である。学校をはじめとした子どもが学習する場は子どもが守られる場であって、子供を危険にさらすような場であってはならない。子どもがより安心して生活をできるためにも、暴力は無くしていくべきである。

(2)若年層の売春防止に向けたとりくみ

性犯罪に巻き込まれる若者の中には、経済的な理由や家庭内暴力などが原因で家庭に居場所がなく繁華街で売春に巻き込まれるケースが一定数ある。そのような若者を一人でも減らすことができるように、①地域の中での居場所づくり、②生活困窮世帯に対する支援の拡充、③買う側に対する罰則強化を求める。

①について。売春を行う背景には、金銭を目的としたもののみならず、居場所や他者からの承認を求めるものもある。それらの目的達成のための売春を防止するために、他の手段によってその目的が達成できるような制度設計を求める。たとえば、若年層がアルバイトなどで安全に金銭を得る手続を設置したり、若者が日常生活をする学校や家庭などへの居づらさを解決するために第三の居場所を作ったりするよう求める。

②について。貧困は家庭内暴力や虐待にも繋がる蓋然性が高いため、ハイリスクな家庭に対する支援、経済的な困窮世帯に対しての支援を求める。また、実際に被害にあった若者に対する心理的支援や、緊急的な一時シェルターの設置が必要だと考える。

③について。更に、そもそも売春を通じて若年層が被害に遭うのは、彼らの身体や精神を“買う”大人がいるからである。そのため、買う側に対する罰則の強化を求める。

(3)性依存症の適切な理解と治療促進に向けた取り組み

痴漢や盗撮・性犯罪など、性的逸脱の中には、本人の意思では止められない性依存症の人が含まれる。一方で、そのような人々に対する治療の取り組みやアクセスは十分ではない。アルコールや薬物、ゲームなど他の依存症同様に、性依存症も罰や反省で行動が改善される訳ではなく、医療や心理の専門家とともに治療を行う必要がある。そのため、まずは加害者を追い詰めたり、被害者に声を上げることを啓発する広報ではなく「性依存症は治療が必要であり、寛解するものである」という広報を求める。次に、理解を広め、当事者が医療に繋がれるような環境づくり(公的機関による精神保健や依存症の相談先への「性的逸脱」や「性依存」の記載、スクールカウンセラー・産業カウンセラーの設置、警察と治療施設(精神保健福祉センターなど・民間クリニック)の連携拡充、デイケアの拡充など)を求める。

性的逸脱行動により生まれる被害者をなくすためには、被害者が声を上げるだけでなく、加害者や第三者・傍観者への防止啓発も呼びかけることが重要である。とりわけ加害者については罰則規定も多く、偏見に満ちた評価をされることも少なくないため、他者への相談が難しい。そのため、被害者へのサポート制度の実施は当然の前提として、性暴力抑止のために加害者への政策実施も求める。

川崎市精神保健福祉センターのホームページによれば、従来依存症や精神保健の啓発がなされてきた「アルコール依存」「薬物依存」「精神疾患」「ひきこもり」「過労死」「自殺」などについては相談先が設置されている。そして、他の自治体には見られない「その他」の相談も設置されており、専門家の有無問わず幅広く精神保健福祉について対応しようとする姿勢がみられる。しかし、ジェンダーや性に関する認知の歪みの解消・性依存症の対処に対応する項目は明示されていない。すでに認知が広まってきた通り、依存症により引き起こされる性犯罪・性暴力があることに鑑み、私たちはこの施策に性依存症についての対処も他の依存症同様に含め、適切な対応を求める。

(4)痴漢などの性暴力・性犯罪について証拠保全対策

性暴力・性犯罪事件は前述のとおり、被害者が声をあげづらく親告までに長い年月を要する場合が多いこと(被害認識まで7年半(一社Spring調査))、密室や混雑した電車の中など人の死角で被害に遭うことが多いことなどの被害の特殊性に鑑み、一般的に他の刑事事件と比べても証拠保全が極めて難しいといわれている。とりわけ痴漢は現状、被害者による現行犯逮捕と被害者の親告によって警察に被疑者の身柄が引き渡されることが多く、物的証拠の不足が懸念され

ている。被害者にとっては「自分の捕まえた人が本当に加害者である確証がほしい」、被疑者にとっても「自分がやっていないと言うための証拠がほしい」との両者の意思が合致する。よって高度な必要性から、電車など公共施設内での証拠保全対策のひとつとして、電車内や学校内の監視カメラの設置を求める。

また、一般的に警察組織の自治体ごとによる縦割り管理の影響として、犯罪は県境で行われやすいと言われている。川崎市は、東京都と隣接しており潜在的なリスクが高い。そして南武線・小田急線・田園都市線・東横線などの通勤ラッシュ時に乗車率100%を日常的に超え、制服で電車に乗る児童生徒や、大学や職場へ向かう若者も多く利用する路線が交差している。犯行現場からの逃走のしやすさを踏まえると、被害者が声をあげやすく・無実の人に疑いをかける冤罪を起こさないためには、監視カメラなどの証拠保全対策の実施は不可欠である。各鉄道会社に委ねるのではなく、川崎市が主導して改善を図るほか、性暴力・性犯罪被害を減らす実効性は担保できない。

B. 包括的性教育の促進

(1)教職員に対するジェンダー教育の実施

教育現場において教職員から発せられるメッセージは子どもたちに大きな影響を与える。月経中の児童生徒に対する体育の見学禁止や、性的マイノリティ・LGBTQに対する差別的な発言などは生徒の今後の価値観に大きく影響する。それだけでなく、理解のない教職員の姿を悪い手本にした結果、ジェンダーなどに対する無理解を内面化した児童生徒が、当事者性をもつ他の児童生徒を傷つけることは、学校という健全な育成を促進する場にそぐわず、防止する必要がある。そのために、いかなる授業においても教職員が「ジェンダーニュートラルな表現・態度」を示し、児童生徒が安心して学べる環境を作るために、すべての教職員に対するジェンダー教育の実施を求める。

(2)性行為や性感染症・避妊のみならず、多様な性や人権を含めた包括的性教育の実施

若年層の人工妊娠中絶の増加や性感染症の蔓延により性教育の重要性は近年注目されているが、その内容は月経・射精、性行為や性感染症など一部の内容に留まっている。一方で、国際社会でスタンダードとなっているユネスコによる『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』によると、性教育とは人権や自己決定、多様な性や家族といった包括的で継続的な教育が求められている。文部科学省による歯止め規定が存在する一方で、プライベートゾーンや自己決定など取り組める項目も多く存在すると思われる。すべての人のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を守るためにも包括的な性教育の実施を求める。

C. 誰もが暮らしやすい体制づくり

(1)中学生・高校生などの若年妊娠をした人でも学校生活を続けられる支援体制づくり

現在、具体的な性教育が実施されておらず、妊娠や出産がすべて自己責任となっている一方で、中学生や高校生の時点で妊娠・出産をすると学校を(自主)退学させる場合がある。この処分は、若者のその後の生活をより一層厳しくしている。なぜならその生徒の学ぶ権利を奪い将来自立する機会を奪っているからだ。このような事態を解消するために、妊娠・出産をした生徒がその後も学校生活を送れるような支援体制づくり・実質的な退学処分の禁止を求める。

支援体制については、様々な選択肢がある中で、本人がニーズに合わせて選ぶことができるような整備を求める。具体的には、本人が出産、中絶どちらかの選択肢を選べることや、出産後に本人が養育しない他者との特別養子縁組をする体制だけでなく、本人が望めば子育てと学校生活を両立できる体制であることが望ましい。更に、妊娠の背景には親など養育者からの暴力が含まれている可能性もあるため、必要に応じて児童相談所とも協力し、本人の安全を第一とした支援を行えるものを求める。

(2)障がいをもつ親に対する支援制度の創設

現在施行されている障害者総合支援法には、子育てをする全ての障がい者に対する支援制度は存在しない。歴史的にも障がい者は旧優生保護法に基づく強制不妊手術が行なわれていた通り、性や結婚の当事者とはみなされていない現状が未だ存在する。一方で、実際に子育てをする障がい者は様々な困難を抱えている。障がい者総合研究所の2018年調査によると約7割の障がい者が出産子育てにおいて不安があると回答している。さらに、親が十分に子供を養育できないということは、虐待やヤングケアラーの問題にも繋がっている。実際、北星学園大学の藤原里佐氏の研究によると、虐待が引き起こされる要因として、これまで注目されてきた貧困だけでなく、子供や親の障害も大きく関わっていることが指摘される。一方で市内で行われている支援のほとんどが障害児に向けた政策であり、障害のある親に対する支援は中々行われていないことがあげられる。研究では特別支援学校などを出ていてもその後福祉的な制度に繋がっていない、所謂知的障害などのグレーゾーンの親が困難を抱えている現状が指摘されている。このことから、まずは障害があり子育てをしている市民の実態調査の実施を求める。それを踏まえて、障がいのある市民に対する支援制度づくりを求める。

(3)男性の産休・育休取得の推進

男女共同参画社会が叫ばれる中で、女性の社会進出は進んでいるものの、男性の家庭進出は未だ進んでいない。厚生労働省の調べによると、男性の育児休業取得率は年々上昇しているものの、いまだに7%ほどに留まっている。女性の社会進出は男性の家庭進出により実現される物であり、それなくしてはジェンダー平等の実現も不可能である。そのため、男性の産休・育休の取得の推進とそれに伴う政策の実施を求める。具体的には市内にある事業所に向けた男性の

産休・育休の取得の周知・取得率向上に向けた働きかけ、市民に対する啓発活動、学校教職員の育休・産休取得の促進である。

事業所に対する働きかけについては、業種や事業規模によって男性の育児休業取得率が異なるため、それに合わせた働きかけが必要だと考える。厚生労働省の令和元年度雇用均等基本調査によると、業種ごとに男性の育児休業取得率が金融業が18.18%なのに対して娯楽業が2.12%など大きな差が出ている。また、事業所の規模で見ると従業員500人以上の事業所では男性の取得率が12.34%と高くなっているのに対し、人数がそれ以下の事業所では取得率が10%を下回っている。このことから、現状は事業所事のばらつきが大きく、労働者の権利が一律に守られている状況とは言いにくい。この状況を改善するために、まずは市内にある事業所に対しての啓発活動が必要だと考える。特に川崎市の主要産業である製造業の男性の取得率は4.83%と大変低くなっている状況があるため、そすべての労働者が休暇を取れるようにその環境整備を行政が率先して行う必要があると考えられる。

また学校現場での男性教職員の産休・育休の取得については、児童生徒のジェンダー平等の学びをさらに深められると考えられるため、より積極的な働きかけが必要だと考える。育児介護休業法が改正され、男性の産休も制度化された。性別に囚われず、キャリアと育児を選択できる社会の実現のためにも、男性の産休・育休の取得推進を私たちは求める。

(4)市内にある公共施設への生理用品設置

現在、生理用品は自費負担であり、月経を定期的に経験する人々にとって大きな金銭的負担となっている。特に、若年貧困層の人々にとって、毎月の度重なる金銭的負担は生活に支障を来す。私たちは、市立学校・市役所・市立病院などの市内にある公共施設へ生理用品を設置し、生理に伴う経済的負担を減少させることを求める。

さらに、公共施設は被災時の避難場所になることも多く、これまでの東日本大震災や西日本豪雨などにおいても問題視されてきた通り、避難物資に生理用品があることは重要であるため、平時のみならず有事に備えて備蓄しておく必要がある。

(5)男女のカップル・日本人に限定しない婚姻・出産子育て政策の実施

現行の婚姻制度・出産子育て制度は、日本人の男女カップルによる法律婚を前提として構築されている。しかし実際には、ひとり親、事実婚・未婚カップルや同性カップル、在日外国人など、様々な背景をもつ人が子育てを行っている。彼らは、例えば「病院で、親族でないために面会謝絶されてしまう」「学校で出自や親の未婚を理由にいじめられる」「家族で住む家が契約できず、生活基盤が整わない」「家庭内暴力から逃げる先がない・警察に対応してもらえない」など、様々な場面において、制度上の保障がないために困難を強いられている。私たちは、法律婚をしている日本人の男女のカップルに限定しない婚姻やパートナーシップ制度の都市間連携の推進・出産子育て政策の実施を求める。

4.4 まちづくり

A. 自然環境との共生を意識した街づくり

川崎市にとって「母なる川」である多摩川また内陸部を中心とした里山地域は住民のオアシスと言える存在であり、川崎市の大きな魅力の一つである。この存在を最大限に活かした街づくりが必要であり、その設計には多くの住民を巻き込んだ政策立案が必要である。

(1)川崎市多摩川プラン推進会議の抜本的改革

現状、年2回の開催頻度を大幅に増加し、「実施項目の評価」のみならず、「これからどうしていくか」を市民と語り、意思決定していく場に変えていくべきである。また、オブザーバーに学生やPTA、地元自治会役員などを積極起用するなど多様化し、幅広い世代の意思を汲み取ることができる組織に変更すべきである。

(2)市民の足が川に向かうような施設づくり

多摩川はサイクリングやランニングを楽しむ人が多い。彼らの休憩地点(ランニングステーション)の整備を推進すべきである。賑わいのある施設は訪問目的がある面白い施設である。ランニングステーションに「水辺の楽校」や「多摩川の渡し」「BBQスポット」等を併設する事で賑わいのある河川敷を複数箇所創出すべきある。

(3)遊歩道散歩道の整備と広報強化

「川崎散歩ゆるり旅 GUIDMAP」を、単なる史跡・景勝地巡りから地域産業や飲食店を絡めた、総合観光マップに更新するべきである。

(4)都市農業の機能強化

農林水産省の調査によると都市住民のうち約5割が、新型コロナウイルス感染症の流行により都市農業や直売所の役割が高まっていると考えている。農業直売所や農家レストランなどの設営により地域住民の都市農業に関する理解を深めるとともに、農業体験などにより地域住民交流の拠点となりうる農園を積極的に支援していくべきである。また川崎の「多摩川梨」など地域の特産物のブランド戦略も同時に進めていくべきである。

(5)臨海部ビジョンの推進と広報強化

臨海部ビジョンを新たな川崎経済のエンジンとして強力に推進すべきである。キングスカイフロントにおける学期中の児童生徒交流事業の強化に加え、夏休みの自由研究に関するプロジェクトの実施、コワーキングスペースの誘致、羽田連絡道路の利便性強化などで臨海部に対する交流人口を大幅に上昇させ、広報強化を図っていくべきである。

B. イメージから脱却した安心安全なまちづくり

川崎と聞くと治安の悪さを指摘する風潮を感じる。しかしながら、人口一人あたりの刑法犯認知件数は全国の政令指定都市の中でもトップクラスの少なさであり、実態との乖離が見られる。実態の良さを継続した上で良いイメージを発信する必要がある。

(1)テレビ番組ロケの誘致

治安に関しては過去の凶悪犯罪や文献などの悪いイメージが先行し、実態と乖離する要因となっている。良いイメージに転換する為にも、熱海市の「ADさん、いらっしやい！」の事例なども参考にしながら、特にバラエティ番組や情報番組のロケの誘致を行い、番組を通じた広報活動を積極的に行うべきである。

(2)防犯カメラ設置補助の強化

現状、川崎市として行っている、防犯カメラ設置補助金交付制度を一層推進拡充すべきである。『繁華街に設置された街頭防犯カメラの効果検証』(日本都市計画学会、2017)によれば、主に繁華街において過去に犯罪が発生した箇所に取り付ける事が抑止効果に繋がるとされている。この他、防犯カメラの効果検証に関する複数の論文を参考に行政と警察で連携し設置に関する優先順位を明確にし、設置補助を行うことで効率的な犯罪抑止効果が見込まれると考える。

(3)非喫煙者も快適に過ごせる街に

タバコのポイ捨てが非常に多すぎると定性的に感じる若者が多い。喫煙者の受動喫煙だけでなく、ポイ捨てされたタバコの吸殻により川崎市のイメージに対して負の影響をもたらさう。ポイ捨て散乱防止重点地区の拡大や東京都並みの受動喫煙防止条例の制定を行うべきだ。また分煙された喫煙所を増やすこと、公園などの公共施設におけるタバコ禁止の立て札を増やすべきである。

(4)災害時避難場所の拡充

2020年6月のNHKの記事「2割しか入れない？ 深刻化する避難所不足」によると、新型コロナウイルス対策を考慮した場合、川崎市の避難所の収容率は10%台と非常に低い水準である。既に指定された大規模公共施設などの避難所の他、災害時における大規模ホテルの利活用やマンション内避難の仕組み作りを強化すべきである。

(5)地域子ども会・自治会・PTA・学校の連携強化

地域の防犯防災意識向上には地元住民同士の連携が不可欠である。特に毎年5%もの住民の入れ替えが起き、また、核家族世帯率が95%を上回る川崎市では自発的な連携の維持が難しく、行政の補助、仕組みづくりが不可欠である。

(6)土砂災害警戒区域該当箇所の再点検

本年7月に熱海で発生した、伊豆山土砂災害は甚大な被害をもたらした。被害が拡大した要因として起点の土地の盛り土と産業廃棄物の不適切な処理が報道されている。川崎市においても本年5月に土砂災害警戒情報が発令されており、近年の豪雨災害を見るにいつ再発令されても不思議でない状況である。市内の土砂災害警戒区域該当箇所を再点検し、危険な区域には行政指導や措置命令などの厳しい措置を行い、被害を最小限する努力を行うべきである。

(7)地域完結型医療体制の構築

新型コロナウイルスは地域医療を取り巻く環境を一変させた。Withコロナの状況は今後も続くと思われ、ワクチン接種に関しても追加接種があるものと考えられる。自治体によっては「墨田モデル」に代表されるような好事例も出てきている。川崎市においても「医療資源の最適配分」、「ワクチン接種の効率化」を医師会と連携、強化し、市民の行動規制に比重を置いた現状を打破すべきである。

C. 全世代が活動しやすい川崎市を目指して

(1)若者が安価に活動できる場所の提供

市民が使いやすい公共施設を維持・改善すべきである。川崎市では「U-25チャレンジ応援助成」により若者グループへの活動助成を行っており画期的ではあるが、日々の活動を十分に賄える金額ではない。例えば、学生が無料で使える施設や市内施設利用の割引、助成金の拡充を期待したい。

(2)スポーツを行うことができる環境の整備

近年、球技禁止の公園などが増えているが、もっと子どもが自由に遊べる(スポーツ環境の整えた)公園が少ない。そこで下記の施策を求める。

- フェンス等を設置し、スポーツを行うことができる公園を増やすこと
- ボール等を使用して運動できる公園の場所を広報すること
- 市内の学校の校庭開放を積極的に行うこと
- オリンピックの影響で認知度が上がったスケートボード等のストリートスポーツが楽しめる施設を整備すること

(3)徹底した行政手続きのデジタル化

活動をする上で行政手続きが煩雑かつ非デジタルであるためアクセスしにくい。学校開放施設や公共施設の団体登録や減免団体登録、施設利用の際の手続きの簡素化やウェブ上での完結できるようにして欲しい。

以上

